

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年5月29日付「保医発第0529001号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成21年6月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D007 血液化学検査					
22	シアル化糖鎖抗原KL-6	ラテックス凝集比濁法	120	生化学I 144	*1
D009 腫瘍マーカー					
7	尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18 総量の測定	EIA法	160	生化学II 144	*2

[注]

*1： シアル化糖鎖抗原KL-6は、EIA法、ECLIA法又はラテックス凝集比濁法により測定した場合に算定出来る。ただし、ラテックス凝集比濁法での測定は血清に限る。

*2： ア 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量の測定は、区分番号「D002」尿沈渣顕微鏡検査により赤血球が認められ、尿路上皮癌の患者であることが強く疑われる者に対して行った場合に限り算定する。

イ 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量の測定については、尿路上皮癌の診断が確定した後に行った場合であっても、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料は算定できない。

ウ 尿中NMP22精密測定及び尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量の測定を同時に実施した場合は、いずれか一方の所定点数を算定する。